様式第９号（第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 浄化槽施設使用料減免決定通知書  第　　　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　様  出雲市長　　　　印  年　　月　　日付けで申請のありました使用料の減額（免除）について、次のとおり決定しましたので、出雲市浄化槽施設使用料条例施行規則第６条第２項の規定により通知します。 | | | | | |
|  | 決定区分 | □減免します　　□減免しません | | |  |
| 減免する金額 | 円 | 減免する汚水量 | ㎥ |
| 減免前請求額 | 円 | 減免前汚水量 | ㎥ |
| 減免後請求額 | 円 | 減免後汚水量 | ㎥ |
| 減免する使用月 | 年　　月分から　　　　　年　　月分まで | | |
| 決定理由 |  | | |
| 備考 |  | | |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して  ３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  　２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起す  ることができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起するこ  とができます。  ⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。  ⑵　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要が  あるとき。  ⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  　なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起  算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長とな  ります。）、提起することができます。  　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過し  た場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を  経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる  場合があります。 | | | | | |